



ロータリーは機会の扉を開く

ホルガー・クナーク

国際ロータリー2020-21年度会長

## 第2510地区 第11グループ 函館東ロータリークラブ

# 会報 2020~2021

- 例会場/ホテル函館ロイヤル TEL (0138) 26-8181 (代)
- 例会日/毎週火曜日 12:30~13:30
- 事務所/ニチロビル4F TEL (0138) 23-3870 FAX (0138) 22-2251
- 会長/佐藤真一 ●副会長/吉川達也
- 幹事/新保栄子
- 友好クラブ/長崎東ロータリークラブ

第3041回 10月13日(火)

本日の  
プログラム

### 「私の仕事とロータリー」

(有)雄喜フラワーデザインスタジオ

代表取締役 佐藤 雄喜 会員

次週の  
プログラム  
10月20日(火)

### 「米山記念奨学会について」

ロータリー財団・米山記念奨学委員会

委員長 小野 孝良 会員

**結 束** 今できる奉仕と  
友情の輪を広げよう

2020~2021年度 会長 佐藤 真一

第3040回例会 2020年10月6日(火) 天候 晴

月間テーマ 地域社会の経済発展月間/米山月間

### ■ロータリーソング 奉仕の理想

■司会 佐藤 真一 会長

### ■今月の誕生日

15日 宮崎徳三郎会員、17日 平井会員

23日 吉川会員

### ■今月の結婚日

17日 原会員、21日 安田会員、28日 小野会員

### ■ビジター

ローターアクトRC

部長 細津 涼介氏

守山 諒汰氏



### ■会長報告

- 1、国際ロータリー第2510地区ガバナーエレクト事務所が現ガバナー事務所内に開設されました。
- 2、ロイヤルの倉庫を移転しました。
- 3、観月合同夜間例会に参加して参りました。

### ■委員会報告

- 1、青少年クラブ委員会：吉村委員長  
ローターアクトクラブ会長・幹事挨拶。今年度は27名で頑張っています。
- 2、国際奉仕委員会：黒島委員長  
今年度は会長、幹事、他10名で愛知のワフカットへ行って参ります。

### ■幹事報告

- 1、第2・四半期会費納入のご案内を致しましたので、今月中にお払い込み下さいますようお願い致します。
- 2、10月1日よりロータリーレートは1ドル106円から105円に変更になりました。

## 「遺言書保管制度について」

くにや司法書士法人 代表社員 國谷 大輔 会員

はじめに

自らが元気なうちにリーダーシップをとって財産を誰に何を残すかを定めることは、「相続」を「争続」にしないためにも必要です。



### 1. 公正証書遺言

◎メリット

- ・遺言の有効性 ・検認不要
- ・紛失等のリスクがない

△デメリット

- ・公証人、証人に内容が知られる
- ・コストがかかる

### 2. 秘密証書遺言

◎メリット

- ・内容を知られずに済む ・本人によって作成されたことの証明が容易 ・自筆不要

△デメリット

- ・遺言の有効性が不確実
- ・公証人役場では保管されない ・検認必要

### 3. 自筆証書遺言

◎メリット

- ・コストがかからない ・一人でできる（証人不要） ・誰にも知られずに残せる

△デメリット

- ・自分で書く必要がある（但し後述）
- ・有効か不確実 ・検認が必要
- ・紛失・亡失の恐れあり（但し後述）

### 4. 自筆証書遺言の要件緩和について

平成31年1月13日から、財産の表示はワープロによる作成や、通帳、登記事項証明書のコピーに本人が署名押印したもので可

### 5. 遺言書保管制度

◎遺言者のメリット

- ・紛失・亡失を防ぐことができます。  
→死亡時に相続人等へ通知制度あり
- ・他人に破棄されたり隠匿されることを防ぐことができます。
- ・相続人や受遺者等の手続きが楽になります。

◎相続人・受遺者等のメリット

- ・遺言者の死亡後、家庭裁判所の検認手続きは不要のため、速やかに相続手続きができます。

・遺言者の死亡後、全国の遺言書保管所（法務局）で①～③の手続きが可能

①遺言書保管事実証明書の交付請求

⇒遺言書が保管されているかどうかを調べる

②遺言書情報証明書の交付請求

⇒遺言書の内容の証明書の交付を請求すること

③遺言書の閲覧請求

⇒遺言書保管所において遺言書の内容を見て確認すること

注意！遺言書原本の閲覧については遺言書が保管されている遺言書保管所に限られます

■手続きの流れ

①自筆の遺言書を作成する

・遺言書はA4版の紙を使用。・左20ミリ、下10ミリ、右5ミリ、上5ミリの余白を設ける

②保管の申請をする遺言書保管所を決める

遺言者の①住所地、②本籍地、③所有する不動産の所在地

③申請書を作成する

申請書に必要事項を記入、申請書の様式は法務省HPからダウンロードするか法務局（遺言保管所）窓口にて取得

④保管の申請を予約する

・電話 ・法務省ホームページ

⑤保管の申請をする

・遺言者本人が法務局へ行く必要がある  
・手数料は3,900円

⑥保管の申請をする～持参書類

・遺言書（ホチキス止めしない）  
・申請書（あらかじめ記入）  
・本籍地の記載のある住民票等の写し  
・マイナンバーカード、運転免許証など本人確認

■ニコニコボックス

佐藤真一会長、新保幹事 國谷会員！卓話宜しくおねがいします。

吉村会員、松山会員 ローターアクトのみなさま、よろしくおねがいします。

番場会員 「ままっち！」よろしくおねがいします。

三輪会員 月始めです。今月も宜しくおねがいします！

佐々木会員、照井会員、今井会員、森元会員、宮崎徳三郎会員、小野会員、吉田昇会員 月始めです。

吉川会員 誕生月です。

佐藤雄喜会員 親睦活動委員会の皆様、頑張ってください。

國谷会員 本日、卓話させていただきます。東ロータリークラブの皆様、宜しくおねがいします。

杉谷会員 本日卓話される國谷さん、楽しみにしています。頑張ってください！

書類

⑥保管証を受け取る

手続き終了後、遺言者の氏名、生年月日、遺言書保管所の名称及び保管番号が記載された保管証が交付される

■遺言者が亡くなったら・・・

・死亡時の通知制度

遺言者の推定相続人並びに遺言書に記載された受遺者等及び遺言執行者等から1名に通知される仕組みあり

・相続人、受遺者は「遺言書情報証明書」の交付を受けてそれを使って各種相続の手続きが可能となる

・手数料1通1,400円

・ところが「遺言書情報証明書」の交付申請には、法定相続人が誰なのかを証明するため「法定相続情報一覧図」または「相続人全員の戸籍や遺言者の出生時から死亡時までの戸籍」等が必要となりその収集は大変です。

・という訳で、遺言書情報証明書の交付請求の際は、司法書士をご活用ください！！

・関係遺言書保管通知とは

この通知は遺言者の死亡後、関係相続人等が(1)その遺言書を閲覧したり、(2)遺言書情報証明書の交付を受けたときに、遺言書保管官が、その他の関係相続人等に対して、遺言書保管所に遺言書が保管されている旨を通知するというものです。

6. 最後に

遺言書保管制度については、本人が法務局へ出向いて行う手続きですが、申請書の作成や遺言の書き方について不明な点がありましたら、司法書士へご相談ください。

黒島会員 親睦活動委員会の皆様、今日も宜しく。  
松井会員 観月例会の出席をヨロシクおねがいします。  
原会員 52回目の結婚月です。

■広告料

宮崎容器㈱ 宮崎徳三郎会員

森元不動産鑑定事務所 森元浩会員

■出席報告

・10月6日(火) 会員38名中 出席24名

市内他クラブ プログラム

10月14日(水)	函館北RC	卓	話
10月15日(木)	函館RC	卓	話
10月16日(金)	函館五稜郭RC	卓	話
10月19日(月)	函館亀田RC	卓	話

◆ テレホンサービス 26-3170 ◆

(株) 函館マネキン

中川 るり子 会員

万代町11-20 電話 41-7622

(株) ホテル函館ロイヤル

中村 進一 会員

大森町16-9 電話 26-8181